



住民生活課より

平成30年度の地籍調査予定地区について

地籍調査とは、一筆毎の土地所有者、地番、地目を調査して境界の位置と面積を測量する調査で、登記の情報を正確に改め、土地に関するさまざまなトラブルを未然に防ぎます。

平成30年度の地籍調査予定地区は、大字田代麓の一部となっています。詳細については、3月に対象者へ案内します。現地立会調査は、平成30年7月頃から開始する予定です。

区分	全体	大根占地区	田代地区
全体面積	163.15㎡	85.34㎡	77.81㎡
除外面積(国有林等)	56.63㎡	23.72㎡	32.91㎡
要調査面積	106.52㎡	61.62㎡	44.90㎡
平成29年度 終了時実施済み面積	90.46㎡	61.62㎡	28.40㎡
平成29年度 終了時進捗率	84.92%	100%	63.25%

- 年間の立会日程計画を作成し、立会依頼書を送付します。
- 立会ができない場合は、代理人への委任状を提出してください。
- 台帳名義人の変更(名義変更)はできません。
- 分筆・合筆・地目変更・住所変更はできます。(一定の条件が必要になります)
- 調査地区内、またはその周辺に測量用の杭(境界杭とは別)を打たせていただきます。
- 測量時に見通しがきかない場所は、雑木等の枝払いをする場合があります。
- 公民館等に、目印となるテープ(黄色)を用意しますので、立会までに境界の枝払い等をして雑木等にテープを結んでください。

平成30年度の調査地区及び小字名

田代麓1地区 0.97㎡

尾立山・竹谷・屋敷野・折小野・折小野東・前尾・柏ヶ崎・牧

田代麓2地区 1.91㎡ **大牟禮・柞ヶ平**

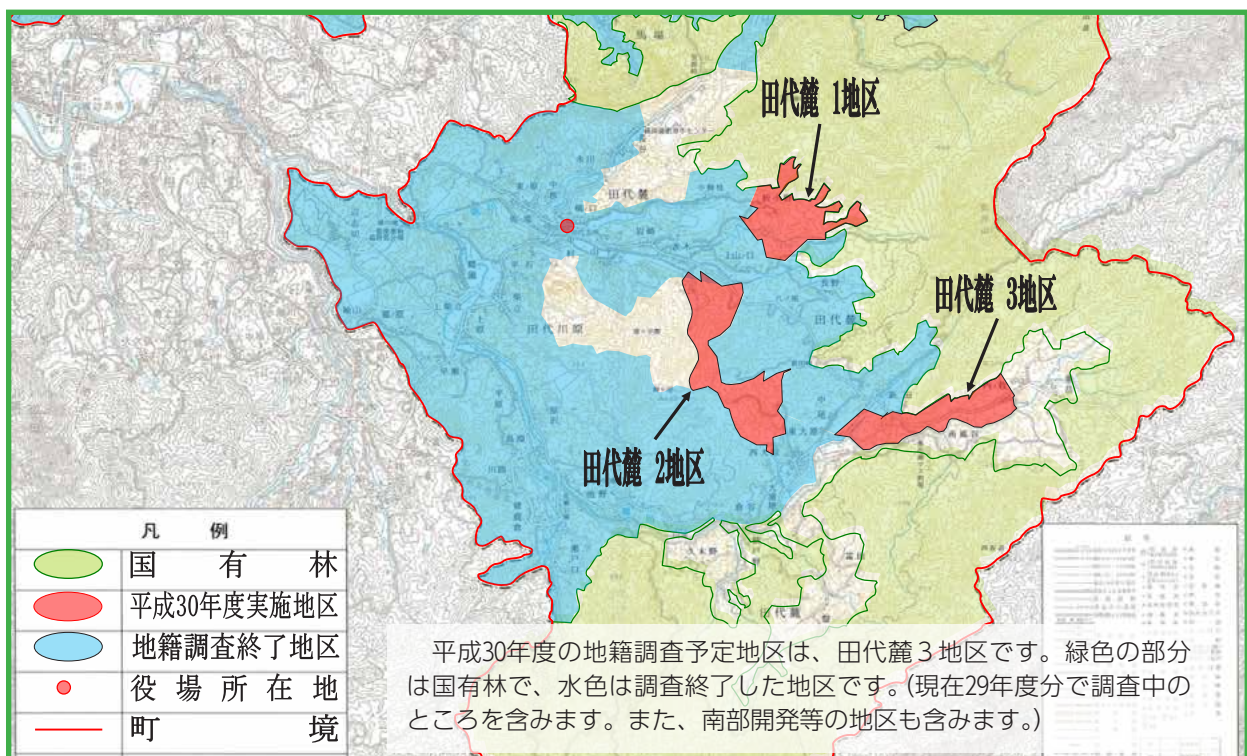
田代麓3地区 0.86㎡ **高田山・平山**

※事業費の縮小等により調査地区の変更も予想されます。

※南部開発等の終了した地域は、地籍調査と同じ精度の測量が行われていますので対象外となります。

－測量後の注意点－

調査時に境界に立てられる「境界杭」は境界を示すものなので、抜かないように管理してください。また、調査が終了した地区で合筆や分筆が必要になった場合は、個人で行ってください。



お問い合わせ先 (支所) 税務地籍チーム ☎ 0994-25-2511